

3 . 年金受給の手続き

年金は、本人が請求しなければ受けられません。
いざとなつて慌てないために、事前に準備をしておきましょう。



年金は、受け取る資格ができたとき自動的に支給が始まるものではありません。自分で受け取るための手続き(「裁定請求」)を行う必要があります。この請求が遅れると、請求日よりさかのぼって5年より前の期間分の年金は、時効により受けられなくなりますので注意してください。

【提出先は最後に加入した制度によります】

最後に厚生年金に加入していたら	最後に勤務していた会社を管轄する年金事務所へ
最後に国民年金に加入していたら	住所を管轄する年金事務所へ

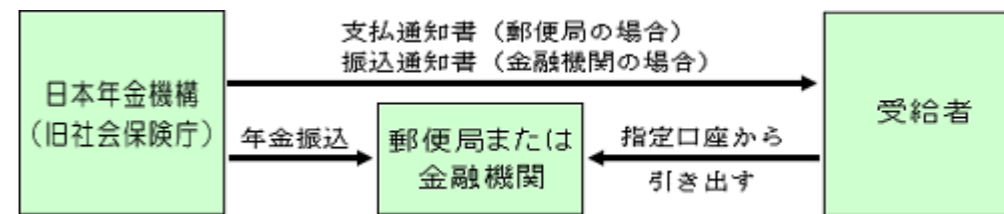
管轄の年金事務所に書類が提出できないときは、最寄りの年金事務所にご相談ください。

【裁定請求の手続きから年金受給まで】

手続きの準備	年金加入期間の確認、職歴を事前に整理しておきます。 年金手帳の有無の確認、複数ある場合は1つにまとめます。 手続きに必要な書類をそろえておきます。 ・「老齢給付裁定請求書」：事前送付用が受給3ヵ月前に送られてきます(年金事務所でも入手できます)。 ・年金手帳または厚生年金保険被保険者証 ・戸籍の抄本(本人分および配偶者・子供分) ・住民票 その他の書類が必要な場合もありますので、事前に年金事務所にお問い合わせください。
裁定請求書の作成・提出	裁定請求書に必要な事項を正確に記入し、添付書類とともに年金事務所へ提出。 (裁定の決定 約1~2ヵ月後)
年金の支給決定通知	「裁定通知書」「年金証書」(一体になっている)が送られてきます。 内容に間違いがないかどうか、確認を。 同時に年金受給中の手続きを説明した『年金受給者の皆様へ』(パンフレット)も送られてきます。 (約2~3ヵ月後)
年金受給開始	指定した金融機関等への口座振込または郵便局で年金を受け取ります。

【年金の受け取り方法】

振込を希望した場合



現金受け取りを希望した場合



現金での受け取りは郵便局(ゆうちょ銀行)に限られています。

【年金の支払い】

年金は、年6回に分けて支払われます。偶数月に、その前月までの2ヵ月分の年金が支払われます。

年金の支払月	支払対象月
2月	12月、1月の2ヵ月分
4月	2月、3月の2ヵ月分
6月	4月、5月の2ヵ月分
8月	6月、7月の2ヵ月分
10月	8月、9月の2ヵ月分
12月	10月、11月の2ヵ月分

年金の支払日

年金は、支払月の15日に振り込まれます。15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の平日となります。

